

会報
全住協

2020
7月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

第8回定時総会を開催

当協会は、6月9日にホテルニューオータニにおいて定時総会を開催した。

本年度の総会は、新型コロナウイルス感染防止のため、会長と首都圏の役員に限定して開催し、委任状を含め269社の出席があった。

議事は「第1号議案 令和元年度事業報告及び決算承認の件」「第2号議案 役員補選の件」を全会一致で承認し、「令和2年度事業計画及び

予算の件」の報告を行った。

また、例年の優良事業表彰は、新型コロナウイルスの影響で受賞プロジェクトが決定していないため行われず、総会後の懇親パーティーもあらかじめ中止された。

宅地建物取引士資格試験

令和2年度宅地建物取引士資格試験について

(一財)不動産適正取引推進機構

1. 試験案内

郵送申込みの場合は試験案内を入手してください。配布期間は、令和2年7月31日(金)まで。

2. 申込み方法

インターネット申込み

令和2年7月15日(水)21:59まで

※インターネット申込みは24時間利用可能です。

また複数の試験会場がある都道府県の場合は申込み時に試験会場を選択することができます(先着順)。

郵送申込み

令和2年7月31日(水)まで

※都道府県によっては、希望試験会場を選択できますが、郵便到着順の会場指定となりますので、ご希望に添えない場合もあります。

※簡易書留郵便で送付されたもので、消印が上記期間中のもののみ受付けます。

3. 受験手数料

7,000円

4. 試験日時

令和2年10月18日(日)

13:00~15:00まで(2時間)

※ただし、登録講習修了者は、13:10~15:00まで(1時間50分)。

※当日は注意事項の説明がありますので、12:30までに着席してください。

5. 合格発表

令和2年12月2日(水)

6. 留意点

新型コロナウイルス感染症の影響で、例年と異なる対応がございますので、下記ホームページをご参照ください。

[URL]

<http://www.retio.or.jp/>

目次

- ・第8回定時総会を開催……………1
- ・令和2年度宅地建物取引士資格試験……………1
- ・特保住宅(戸建住宅・共同住宅)
 検査員研修のご案内……………2
- ・「新しい生活様式」の実践例……………3
- ・住宅業界における感染予防ガイドライン……………4

- ・インタビュー
 「全住協リーダーに聞く~四宅協 木村理事長」……………7
- ・周知依頼
 (建設キャリアアップシステムの活用促進等)……………8
- ・令和2年度不動産コンサルティング技能試験……………9
- ・第16回住まいのまちなみコンクール……………9
- ・協会だより……………10

特保住宅(戸建住宅・共同住宅)検査員研修の開催のご案内

当協会は国土交通大臣から住宅瑕疵担保履行法に基づく「住宅瑕疵担保責任保険法人」として指定を受けた住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーマン及びハウスプラス住宅保証(株)の定める一定の要件を満たした「特定団体」として認定されているため、会員等が販売又は建設する新築戸建住宅等に対して、保険料等の軽減及び特保住宅検査員による自主検査実施の特例が適用されます。

1. 受講対象者

- (1)特保住宅検査員として、新規に登録を希望される方
 - (2)特保住宅検査員の有効期限が令和2年11月30日までの更新登録を希望される方
 - (3)特保住宅担当者等で、受講を希望される方(検査員登録なし)
- ※受講者は、所有資格等により登録できない場合を除き、全5保険法人の特保住宅検査員として登録します。

2. 特保住宅の優遇措置

- (1)保険料、現場検査手数料等が割引。
- (2)特保住宅検査員による自主検査が可能。

3. 研修内容

- (1)住宅瑕疵担保履行法の概要等について
- (2)特保住宅設計施工基準について
- (3)住宅瑕疵担保責任保険制度における現場検査(自主検査)等について
- (4)事故事例とその抑制対策について

4. 受講料等

受講料無料。特保住宅検査員として登録希望の方は、登録料5,500円が必要となります。(戸建・共同を兼ねて登録の場合、11,000円)後日発行される請求書に基づきお支払ください。(3年間有効)

5. 開催日・会場等

会場一覧からご都合の良い会場を選択してください。研修会場は、全住協ホームページ会員専用ページよりご確認ください。

[講習時間]

戸建=13:30~17:00、共同=10:30~14:40
戸建兼共同=10:30~17:00

[開催日・会場一覧]

	開催地	開催日	種別	開催会場	定員
1	東京①	8月4日(火)	戸建	東京グリーンパレス	100
2	大阪①	8月6日(木)	戸建	住宅金融支援機構近畿支店	50
3	福岡	8月28日(金)	共同戸建	八重洲博多ビル	60
4	高松	9月1日(火)	戸建	香川県建設会館	25
5	仙台	9月4日(金)	戸建	仙都会館	35
6	札幌	9月25日(金)	共同戸建	札幌駅前ビジネススペース	45
7	金沢	9月29日(火)	戸建	金沢商工会議所	45
8	長野	10月2日(金)	戸建	JA長野県ビル	35
9	広島	10月16日(金)	戸建	広島商工会議所	45
10	名古屋	10月23日(金)	共同戸建	A B Oホール	35
11	大阪②	11月6日(金)	共同戸建	住宅金融支援機構近畿支店	50
12	東京②	11月10日(火)	共同戸建	弘済会館	30

※下線部(5会場)→午前~共同住宅、午後~戸建住宅
※各会場とも定員に達し次第締め切ります。

6. 申込み・問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局

TEL 03-3511-0611

特保住宅検査員の登録資格や自主検査可能な範囲、申込方法、受講上の留意点等の詳細は下記ホームページにてご確認ください。

[URL]

<http://www.zenjukyo.jp/member/index.php?type=tokuho>

「新しい生活様式」の実践例について

1. 一人ひとりの基本的感染対策

(1) 感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
 - 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

(2) 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

2. 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養。

3. 日常生活の各場面別の生活様式

(1) 買い物

- 通販も利用
- 1人又は少人数で空いた時間に

- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

(2) 娯楽、スポーツ等

- 公園は空いた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

(3) 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

(4) 食事

- 持帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

(5) 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

4. 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

●厚生労働省ホームページ

[URL]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

住宅業界における感染予防ガイドライン

(一社)住宅生産団体連合会

1. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、住宅事業者が業務の実施に際して新型コロナウイルス感染症の予防対策を行う際の参考となる基本的事項を整理したものである。

住宅産業は、住宅の建設・リフォーム等を通じて国民の住生活を支えるとともに、災害時には被災者の住まいの確保を通じて被災地の復旧・復興の一翼を担う重要な産業である。このような住宅産業の役割の多くは、地域における多数の中小零細工務店により支えられており、住宅産業の長期にわたる活動の停滞により中小零細工務店が倒産・廃業し、貴重な建築職人が離散するような事態が起これば、住宅産業がその役割を十分に果たしていくことが極めて困難になることが想定される。このため、住宅事業者は感染防止に努めつつ、将来にわたってその役割を果たせるよう経済活動を活発にしていく必要がある。

住宅事業者は感染防止の取組みが従業員や顧客のみならず、社会全体の感染拡大防止につながるものであることを認識し、本ガイドラインを参考として、それぞれの事業内容、企業規模及び事業所の形態等に即した創意工夫を図り、感染の拡大防止に努められたい。

なお、本ガイドラインは、今後の政府による基本的対処方針の改定、各都道府県知事による自粛要請等の動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 職場別の留意事項

(1) 事務所

- ①発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、自宅待機する。

出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する。

- ②テレワークや時差出勤等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③机を離して設置する、机の間をパーティションで仕切る、正対せずに離れて着座する等により、できる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ④十分な換気を行う(換気設備がない場合は、1時間に2回以上窓を開けて換気)。
- ⑤零細規模の事務所を除き、出入口や事務所内に手指の消毒液を設置する(零細規模の事務所でも設置することが望ましい)。
- ⑥執務中はマスクを着用し、こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- ⑦朝礼等を行う場合は小グループで行う。
- ⑧複数の職員や顧客が触れる場所や物(以下「高頻度接触部位」という。)を適宜消毒する。また、開放可能なドアは開放し、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ⑨食堂、休憩室等では、できる限り2m(最低1m)の間隔を空けて机やイスを配置し、利用時間を分散することで多数の職員が同時に利用することを避ける。
- ⑩トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑪工場見学会、現場見学会、セミナーなどのイベントを企画・実施する場合には、事前予約により集客対象を限定する等、感染予防に十分注意する。
- ⑫各種証明書の発行申請、許認可申請、補助申請、その他の書類の受渡しは、できる限りオンライン又は郵便等で行う。やむを得ず役所等を訪問する場合はマスクを着用し、できる限り少人数で訪問する。

感染予防ガイドライン

- ⑬顧客にオンラインでの資料請求や商品検索等の利用を促し、打合せや商談はできる限り電話、メール又はオンライン(WEB会議、電子決裁等)で行い、不要不急の出張や対面での打合せ等を極力避ける。やむを得ず対面で打合せ等を行う場合は、イ) 相手の氏名と連絡先を記録・保管する(個人情報保護に留意)。出張の際には、経路(時刻、交通手段に関する情報を含む)も記録・保管する。
- ロ) 十分な換気が可能な部屋(換気設備がない場合は1時間に2回以上の頻度で窓を開けて換気できる部屋)を使用する。
- ハ) 参加者相互ができる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ニ) マスクを着用し、できる限り正対して着座しない。
- ホ) 湯茶接待はペットボトルや紙コップで行い、ガラスコップや湯飲みは使用しない。
- ⑭来訪者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、事務所への立入りを遠慮していただく。
- ⑮感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。

(2) 住宅展示場等

- ①発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する。
- ②時差出勤や自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③緊急事態宣言の対象である都道府県において住宅展示場等に対し休業自粛を要請された場合には、不特定多数を対象とする展示業務は行わず、商談中の顧客のみを対象とした業務に限定する。それ以外の場合においても、事前予約により来場者の集中を避ける等、感染予防に十分注意する。

- ④受付等には透明ビニールカーテンを設置する等の感染予防措置を講ずる。
- ⑤打合せコーナーでは、机を離して設置する、机の間をパーティションで仕切る、正対せずに離れて着座する等により、できる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ⑥十分な換気を行う(換気設備がない場合は、1時間に2回以上窓を開けて換気)。
- ⑦出入口や施設内に手指の消毒液を設置する。
- ⑧高頻度接触部位及び来場者用スリッパを適宜消毒する。また、開放可能なドアは開放し、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ⑨トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑩来場者の氏名と連絡先の把握に努め、名簿を作成・保管する(個人情報保護に留意)。
- ⑪来場者に対応する際には手指を消毒し、マスクを着用する。来場者にもマスクの着用、入場時の手指消毒を促す(来場者用のマスクを準備)。
- ⑫住宅展示場等において顧客と商談を行う場合の留意点は2(1)⑬と同様。
- ⑬来場者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には、住宅展示場等への立入りを遠慮していただく。
- ⑭感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。

(3) 建設現場・作業場

- ①発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある建設職人は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する(下請けの建築職人を含む)。
- ②自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③建設職人の現場への入退場及び検温結果(出勤前の検温結果でも可)を記録・保管

感染予防ガイドライン

する。

- ④ 仮設水道を整備し、石けん(必要に応じて手指の消毒施設及びペーパータオル)を設置する。
- ⑤ 十分な換気を行う(必要に応じて送風機等を利用)。
- ⑥ 安全帽や手袋等は共用せず、共同で使用する工具は適宜消毒する。
- ⑦ 原則としてマスクを着用(屋外で十分な換気を確認できる場合や建設職人が相互に離れて作業を行う場合を除く)し、こまめに手洗い又は手指消毒を行う。また、資材等搬入業者等に対しマスクの着用と手指の消毒を要請する。
- ⑧ 工程確認等の打合せは、できる限り電話、メール、オンライン等で行い、対面での打合せの回数と時間を極力少なくする。
- ⑨ 昼食時や休憩時においても、建築職人相互ができる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ⑩ 作業終了後は清掃し、作業着はこまめに洗濯する。また、現場仮設トイレを設置している場合には、作業終了時に清掃・消毒する。
- ⑪ 現場検査等は、できる限り立会い人数を少なくし、短時間で行う。

(4) 工場

- ① 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する(協力企業の従業員を含む)。
- ② 時差出勤や自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③ 工場見学会を行う場合には、事前予約により来場者を限定する等、感染予防に十分注意する。
- ④ 十分な換気を行う(換気設備がない場合は定期的に窓を開けて空気の入替えを行う)。

- ⑤ 事務スペース、作業場出入り口、食堂、休憩室には手指の消毒液を設置する。
- ⑥ 整理整頓を行い、制服はこまめに洗濯する。
- ⑦ 工場内ではマスクを着用し、こまめに手指の消毒を行う(協力企業の従業員を含む)。また、納品業者、輸送業者等に対し、マスクの着用、手指の消毒を要請する。
- ⑧ 高頻度接触部位を適宜消毒し、開放可能なドアは開放しておく。
- ⑨ トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑩ 食堂、休憩室等では、できる限り2mを目安(最低1m)の間隔を空けて机やイスを配置し、利用時間を分散することで多数の職員が同時に利用することを避ける。
- ⑪ 打合せはできる限り電話、メール、オンラインで行い、対面での打合せを極力避ける。やむを得ず対面での打合せを行う場合の留意点は2(1)⑬と同様。
- ⑫ 感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。
- ⑬ 協力企業に対する感染予防指導を徹底する。

3. 職員等の感染が確認された場合の対応

- (1) 職員(協力企業の職員、下請けの建築職人を含む)に感染者が確認された場合には、速やかに保健所等に通知し、その指示に従う。
- (2) 感染拡大防止を目的として個人データを取扱う場合や、感染が確認されたことを公表する場合には、個人情報保護に十分配慮する。
- (3) 従業員等が感染したことをもって解雇その他の不利益な取扱いを行わない。

●(一社)住宅生産団体連合会

住宅業界における感染予防ガイドライン

[URL]

https://www.judanren.or.jp/activity/demand-proposal/pdf/covid_guideline_20200521.pdf

全住協リーダーに聞く～協会の課題と指針

四国住宅宅地経営協会 木村直樹理事長

住宅・不動産業界紙2紙による特別企画「全住協リーダーに聞く～協会の課題と指針」より、全住協を構成する全国の主要団体長と主要委員会の委員長のインタビューを随時掲載いたします。今回は、四国住宅宅地経営協会(四宅協)の木村直樹理事長(株木村建設代表取締役社長)。協会活動や地域の市場特性、課題などを聞きました。



▲木村理事長

一協会の成り立ちと特色は

「前身は1965年5月に設立された四国宅地経営協会である。社団法人認可を得た後、1973年9月に四国宅地経営事業協同組合を設立し、

10年後の1983年6月に協会の名称を『社団法人四国住宅宅地経営協会』に変更した。正会員数19社、賛助会員数3社で構成されている。会員企業は建築の施工会社を中心に、デベロッパーや戸建て分譲住宅会社、住宅メーカー、テナント開発企業など多岐にわたっていることが特色だ」

一協会の活動について

「現在の活動としては年2～3回の役員会や年2回の研修会、年1回の研修旅行のほか、親睦会として忘年会を開催し、各会員の親睦を十分に図っている。会員へのサービス向上を考え、会員の企業価値を高めるための取組みを行っていく。今後の研修会では、再開発が進んでいる高松市の商店街の理事長に講演してもらうことを考えている。高松市の駅周辺や中心市街地の現状、再開発による商店街の進むべき方向性などについて話してもらい、中心市街地の中でのどのようなことができるのか、また郊外部でどのようなことができるかを検討し、会員企業の事業に役立つ情報提供を行っていきたい」

一四国エリアの市場について

「2020年の公示地価では、香川県は商業地が29年ぶりに上昇に転じ、住宅地も下げ止まりとなった。高松市は住宅地・商業地共に3年連続で上昇。再開発による賑わい創出への期待感や、インバウンドの増加によるホテル需要等が土地需要を高めてきた。高知市は商業地が0.2%上がり、29年ぶりに上昇に転じた。図書館複合施設が人を呼び込み、来館者がさらに近隣の中心商店街である帯屋町を訪れるなど賑わいを見せてきた。松山市の商業地は3年連続で上昇し、住宅地は下げ止まって横ばいになり、商業地でも上昇率が高い伊予鉄・松山市駅周辺の花園町では交流広場などの整備が計画され、複数のホテルが開業を予定している。徳島市は住宅地、商業地共に上昇率が拡大した。香川県ではJR四国が一等地と呼ぶ土地がある。高松駅に隣接する約2500㎡の空き地があり、JR四国はそこに陸の玄関口にふさわしい駅ビルを開発しようと、3月1日付けで高松駅ビル準備室を設置した」

一住宅供給の課題について

「住宅の供給面では、少子高齢化と人口減少が課題であり、香川県は1999年の103万人がピークで、現在は減少に転じ、2014年は98万人、2040年は77万人に減少する予測となっている。人口減少とともに、人口も都市部への集中が進んできている。農村部や島しょ部では、過疎化が一層深刻化している。日常生活に欠かせない基本的な機能(町機能)が喪失し、高齢者が孤立することなどが危惧されるとともに、都市中心部においても、空洞化の進行が懸念されている。また、

インタビュー

高松市では、開発指導要綱及び開発指導技術基準の改正が今年7月27日から施行されるため、今後郊外の戸建て分譲住宅の開発スピードが鈍ることが予想される」

—行政との連携は

「まず、行政が何を考え、街づくりをどのような方向に進めようと考えているのか、十分に理解した上で、私たちが顧客に対して何ができるのか、顧客が何を望んでいるのかを理解して、顧客のニーズを行政に伝えていくことが大切だと考えている」

周知依頼

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等について

建設キャリアアップシステムは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備や、将来にわたる建設業の担い手確保に資するものとして、平成31年4月から運用が開始されました。建設キャリアアップシステムのさらなる普及・活用を促進する観点から、国土交通省と建設業者団体が連携し、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」を取りまとめました。

1. 建設キャリアアップシステムが建設工事の現場において活用されるためには、技能者によるキャリアアップカードの取得に加え、カード取得者が建設工事の現場で就労実績等を蓄積できるよう、工事を受注する元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等がなされることが必要です。

工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者を始めとする技能者が、中長期的に確保・育成される必要があります。

—今後の抱負について

「各会員企業はデベロッパー、ゼネコン、分譲住宅会社、戸建て住宅建設会社など、各社で特徴があり、エリアに関してもそれぞれ地域特性がある。様々な立場、あらゆる角度で市場ニーズを把握し、戦略の立案や行動、チェック、反省を繰り返しながら、意見交換を行っていく。新しい不動産ビジネスの構築を目指して、当協会の発展、成長、会員企業の価値の向上と地域経済の活性化に貢献できる活動を行っていききたい」

ます。このため、建設キャリアアップシステムの現場での活用を促進するためには、民間発注工事においても、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等の円滑な実施など、建設キャリアアップシステムの活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

2. 建退共制度については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進することが重要です。同制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要です。

●国土交通省ホームページ
建設キャリアアップシステム
[URL]

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html

令和2年度不動産コンサルティング技能試験について

(公財)不動産流通推進センター

1. 申込締切

令和2年9月17日(木)23:59 <WEB申込>

2. 試験日時

令和2年11月8日(日)

<ガイダンス> 10:15~10:30

<択一式試験> 10:30~12:30

<記述式試験> 14:00~16:00

3. 試験地

札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄(申込時に選択)

4. 試験内容

(1) 択一式試験

50問 四肢択一

事業、経済、金融、税制、建築、法律の
6科目

(2) 記述式試験

①必修科目

実務、事業、経済の3科目

②選択科目

金融、税制、建築、法律の中から1科目
選択(選択科目は、試験当日に問題を確認
の上、選択して解答)

5. 受験手数料

31,000円(消費税込み)

6. 受験資格

受験申込時点で次の(1)から(3)のいずれかに
該当する方

(1) 宅地建物取引士(主任者)資格登録者で、
現に宅地建物取引業に従事している方、
又は今後従事しようとする方

(2) 不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事
している方、又は今後従事しようとする方

(3) 一級建築士で、現に建築設計業・工事監理
業等に従事している方、又は今後従事しよ
うとする方

7. 合格発表

令和3年1月8日(金)10:00

合格者の受験番号を(公財)不動産流通推進
センターのホームページに掲載します。

8. 申込み・問合せ先

(公財)不動産流通推進センター

T E L 03-5843-2079

[U R L] <https://www.retpc.jp/>

第16回住まいのまちなみコンクールについて

まちづくり月間全国的行事实行委員会、(一財)
住宅生産振興財団、(一社)すまいづくりまちづ
くりセンター連合会主催による「住まいのま
ちなみコンクール」を以下のとおり実施します。

1. スケジュール

(1) 応募締切

令和2年8月24日(月)必着

(2) 入選発表

令和3年1月

2. 表彰の内容

(1) 国土交通大臣賞 1点/賞状

(2) 住まいのまちなみ賞 4点/賞状

※受賞5団体に対しては、維持管理活動の推進
のための調査検討経費を支援します。

50万円(1団体・1年当たり)を3年間支援
します。

3. 応募・問合せ先

(一財)住宅生産振興財団内

住まいのまちなみコンクール事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15

SVAX TTビル5F

T E L 03-5733-6733

協会だより

理事会開催状況

[理事会]

日時 令和2年6月9日(火)15:30~16:00

場所 ホテルニューオータニ

議事 会員の入会承認、トライアル会員の実施、定款細則附則の変更、定時総会、令和2年度事業計画(案)、令和2年度収支予算(案)、令和元年度事業報告及び決算等の審議、委員会活動の報告を行った。

入会

正会員

会社名 (株)レキオス

代表者 宜保 文雄

住所 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4-19-16

TEL 098-941-3355

FAX 098-941-3191

事業内容 不動産事業及び家賃債務保証、24時間トラブル受付、通信事業等、皆が安心して暮らせる社会基盤づくりを手掛ける。



代表者変更

会社名 住友林業(株)

新代表者 光吉 敏郎

会社名 住友林業レジデンシャル(株)

新代表者 檜垣 隆久

会社名 大末建設(株)

新代表者 村尾 和則

団体名 (一社)富山県住宅宅地協会

新代表者 高野 二郎

会社名 (株)秀建

新代表者 麓 敏文

会社名 新生インベストメント&

ファイナンス(株)

新代表者 山田 茂

社名変更

旧社名 ミサワホームセラミック(株)

新社名 ミサワホームMJ(株)

業務日誌

4月15日(水)	・新入社員研修会を開催。(～24日、WEBにて研修動画を配信)
24日(金)	・不動産契約法務/コンプライアンス入門研修を開催。 (～5月15日、WEBにて研修動画を配信)
5月26日(火)	・新人住宅販売業務スタートアップ研修を開催。(～5月15日、WEBにて研修動画を配信)
	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事が出席。 (ホテルメトロポリタンエドモント)
28日(木)	・社会資本整備審議会住宅宅地分科会勉強会に馬場会長が出席。(WEB会議)
6月4日(木)	・コンプライアンス基礎研修を開催。(～18日、WEBにて研修動画を配信)
5日(金)	・(一財)不動産適正取引推進機構理事会に馬場会長が出席。(同機構)
9日(火)	・理事会、定時総会を開催。(ホテルニューオータニ)
12日(金)	・社会資本整備審議会住宅宅地分科会に馬場会長が出席。(WEB会議)

会報 全住協 通巻87号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和2年7月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に15社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は、そのうち2社の取扱商品をご紹介します。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

(株)ダイテック：注文・分譲住宅クラウド

住宅会社のDXはここから始まる



「注文・分譲住宅クラウド」は、住宅産業向けクラウド型基幹業務サービスです。

1. 注文住宅、分譲住宅、土地、保守、リフォームまで住宅会社の全ての業態に対応。
2. 事業計画、実行予算、工事实績が連動。予算統制し収益を創造。
3. CADから積算、予算、工事、経理まで一貫処理で省力化、生産性向上。
4. 電子承認・電子発注で完全ペーパーレス。コスト削減と事務処理のスピード化を実現。
5. 安心クラウドで働き方改革、BCPを実現。
6. 顧客見込客台帳、商談台帳、保守管理台帳が連動、お客様を一元管理し販売を強化。

価格

個別見積り 全住協ビジネスネット特典
初期費用 5%割引
初期教育 1回分無償
月額費用 3か月間無償

問合せ先 クラウド営業部
TEL：03-5762-8660
E-mail：info-hanjo@komuten.jp

(株)トルネックス：エマージェンシーシートイレキット

停電・断水で起こるトイレ難民にならないために・・・



首都直下地震では停電・断水による大量のトイレ難民が心配されています。エマージェンシーシートイレキットは、停電・断水を想定した懐中電灯、ハンドジェル、便器にかぶせるトイレ袋、し尿の凝固剤など、トイレに必要な7アイテムをコンパクトなバッグに収納しました。トイレ袋30枚。2名で約3日分のトイレ専用キットです。

価格

定価 5,450円税別(送料込み)
全住協ビジネスネット特典
4,100円税別(送料サービス)24%OFF

問合せ先 取締役事業推進部長(株)防災備蓄センター)：野崎 一郎
携帯電話 090-7028-6964 E-mail nozaki@bb-center.co.jp